

市長定例記者会見資料



令和4年10月20日	
所 属	財政課
所属長	小山 権治
電 話	06-6489-6155

三井住友信託銀行株式会社との 「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定書」の締結

尼崎市は、令和4年10月20日に、三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」という。)と本市への遺贈希望者に対する円滑な遺贈手続の提供を目的として、標記の協定を締結します。また、同日に三井住友信託銀行と尼崎市社会福祉協議会でも同内容の協定を締結します。

今後、本市では、遺贈先として本市発展に財産を活用されたいという方への思いを受け止め、円滑な遺贈の実現に寄与していきます。さらに、同内容の協定を三井住友信託銀行と尼崎市社会福祉協議会でも締結することにより市内の高齢者へ広く本市への遺贈寄付を募ることが可能となります。

1 協定名称と締結日

協定名称 「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定」(別紙参照)
締 結 日 10月20日(木)

2 主な連携内容

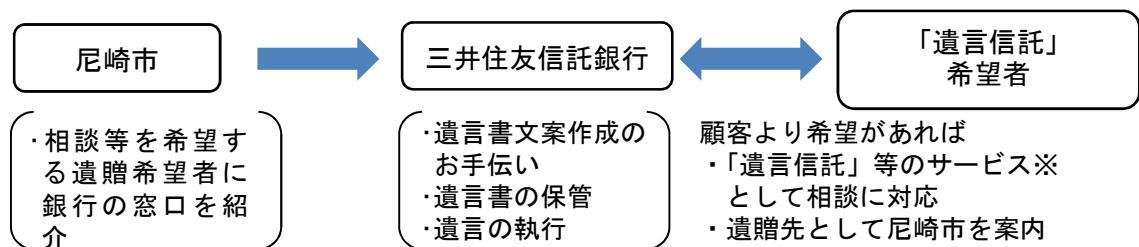
本市では、遺贈希望者が金融機関への相談等を希望した場合、協定締結金融機関の一つとして三井住友信託銀行の相談窓口を紹介します。

他方、三井住友信託銀行では、遺贈先が決まっていない顧客からの要望に応じて、協定締結団体の一つとして、本市への遺贈寄附をご案内いただきます。

金融機関が提供する「遺言信託」等のサービス※を活用することで、より円滑な遺贈の実現が期待できます。

※ 金融機関にて当該サービスを利用される際は、所定の手数料・報酬等が掛かります。
また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用が掛かります。

【遺贈希望者に対する「遺言信託」の紹介スキーム】



3 協定締結式

日 時 10月20日(木)午後2時から2時30分まで
場 所 尼崎市役所 南館2階 市長室
出席者 尼崎市長 稲村 和美
三井住友信託銀行 常務執行役員 有村 隆文
尼崎市社会福祉協議会 副理事長 山口 昇次

以 上

遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という）は、遺言信託等を利用した甲への遺贈を希望する者（以下「遺贈希望者」という）に対して、甲が、乙の提供する相続・遺言に関する相談、遺言書の保管および遺言の執行にかかる一連のサービス（以下「遺言信託業務」という）を紹介することに関し、次のとおり合意し本協定を締結する。

（遺贈希望者に対する紹介）

第1条 甲は、遺贈希望者から甲への遺贈の申し出があった場合で、遺贈希望者が乙から遺言信託業務の提供を受けることを希望した場合には、乙の所管部署に取り次ぐ。

2. 遺贈希望者が遠隔地に居住している等、乙による対応が困難な案件であると乙が判断した場合には、乙は、甲に対してその遺贈希望者の相談に応じることを辞退することができるものとする。

（遺言信託業務の相談等）

第2条 乙は、遺贈希望者が指定する乙の本支店を窓口として、遺言信託に関するコンサルテーションを、誠意をもって行う。

2 遺贈希望者が遺言信託業務の利用を乙に申し出、乙がこれを承諾したときは、乙の定める手続により、遺贈希望者と乙との間で契約締結その他の必要な手続を行う。ただし、遺言信託の引受可否については、乙において判断する。

なお、甲を介することなく、遺贈希望者から直接乙に本制度を利用したい旨の申し出があった場合にも、乙は同様の対応を行うものとする。

3 遺贈希望者の希望する遺贈内容に関し、対象財産が金銭以外の財産である場合や甲に対して何らかの条件・負担が付せられている場合には、乙は、その受け入れの可否を甲に確認したうえ、その回答内容に則して遺贈希望者に対するコンサルテーションを行うものとする。

4 前項の場合を除き、遺言信託業務に関する相談、契約締結等の手続に、甲は一切関与しない。

（秘密保持義務）

第3条 乙は、個人情報保護および守秘義務遵守のため、遺贈希望者に関する情報および遺贈希望者の遺言の内容を、正当な理由なく甲その他の第三者に開示または漏洩せず、甲もこれを乙に求めない。

（遺贈手続き）

第4条 遺贈希望者の相続開始後、乙が遺言執行者に就任した場合には、乙は速やかに甲に遺贈内容を通知して遺贈手続きをすすめるものとし、甲は必要な協力を行う。

（広報活動及び公表の同意）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して対外的に広報活動を行う場合やパンフレット等の对外告知文書等に相手方に関する内容を記載する場合には、事前に相手方の了承を得るものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が暴力団員等もしくは第1項①～⑤のいずれかに該当し、もしくは第2項①～⑤のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、何ら催告をしないうちに直ちに本協定を解除することができるものとする。なお、本協定の解除に伴い相手方に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず相手方は甲または乙に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとする。

4 前項の事由により、本協定の解除を請求した者に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合には、その相手方に対して費用の償還または損害の請求を行うことができるものとする。

5 本条の定めと本協定（本協定に係る取引に適用される甲乙間の別の契約があればその契約を含む）における他の条項の定めと齟齬がある場合には、本条の定めを優先するものとする。

（報酬等）

第7条 甲ならびに乙は、前六条に定める事項に関し相互に何らの報酬も求めないものとする。

（協議事項等）

第8条 本協定の解釈について疑義を生じた場合および協定を変更する必要がある場合には、甲・乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定書調印の日から1年間とし、期間満了日の1か月前までに甲・乙いずれからも何等の申し出がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月20日

甲：尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
市長 稲村 和美

乙：尼崎市塚口町1丁目15番1
三井住友信託銀行株式会社 塚口支店
支店長 平野 英二郎